

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No.1182 (2022. 3.22)

日本及び諸外国における侮辱罪等の概要

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| はじめに | 2 名誉毀損罪のみが規定されている国 |
| I 日本における侮辱罪等の概要 | III 日本及び諸外国における侮辱等の被害状況 |
| 1 現行の侮辱罪等及び法制審議会の答申の概要 | 1 日本における被害状況 |
| 2 法制審議会の答申に対する意見 | 2 諸外国における被害状況 |
| II 諸外国における侮辱罪等の概要 | おわりに |
| 1 侮辱罪・名誉毀損罪が規定されている国 | |

キーワード： 誹謗中傷、侮辱罪、名誉毀損罪

- 日本では、テレビ番組出演者が自殺したこと等を契機として、SNS を介した誹謗中傷について、議論が巻き起こった。
- 政府は、対策の一つとして、刑法の侮辱罪の法定刑について、これまで「拘留又は科料」だったものに、懲役刑等を加えることを検討している。これに対して、被害の未然防止のため、罰則の強化が有効との肯定的な意見がある一方、言論・表現の自由との関係から、慎重な議論の必要性を訴える意見もある。
- 諸外国のうち、ドイツ、フランス、韓国では、侮辱罪と名誉毀損罪の両方が規定されている一方、カナダやイタリアは名誉毀損罪のみが規定されており、イギリスでは名誉毀損罪も廃止されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 たかやま 高山 よしひろ 善裕

第 1 1 8 2 号

はじめに

令和 2（2020）年 5 月、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）での誹謗中傷に悩んでいたテレビ番組出演者が亡くなったことについて、著名人からもツイッターへの投稿が相次ぐ等、SNS を介した誹謗中傷に対する議論が巻き起こった¹。

このような動きを受けて、同年 6 月、森まさこ法務大臣（当時）は、誹謗中傷が「刑法」（明治 40 年法律第 45 号）の侮辱罪に当たり得ると考えられるものの、同罪の公訴時効が 1 年であり、発信者の特定に時間がかかる現状を踏まえると、適切な刑事罰の在り方を考えなければいけないとし、法改正の可能性を示唆した²。また、高市早苗総務大臣（当時）も、総務省の有識者会議で議論を行っていた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 13 年法律第 137 号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）の開示手続について、悪質な投稿の発信者を特定しやすくするルールの見直しに意欲を示した³。プロバイダ責任制限法については、令和 3（2021）年 4 月、改正法（令和 3 年法律第 27 号）が成立し、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続（非訟手続）の創設等の措置が講じられた⁴。一方、侮辱罪については、同年 9 月、上川陽子法務大臣（当時）が、侮辱罪の厳罰化について、法制審議会へ諮問した⁵。これを受けて検討を行った法制審議会は、同年 10 月 21 日、侮辱罪の法定刑に懲役刑等を加えることを答申した⁶。

本稿では、日本及び諸外国における侮辱罪の概要について、侮辱罪と同じく名誉に対する罪である名誉毀（き）損罪と比較しつつ、紹介する。

I 日本における侮辱罪等の概要

1 現行の侮辱罪等及び法制審議会の答申の概要

（1）現行の侮辱罪等の概要

現行の刑法において、侮辱罪は「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留⁷又は科料⁸に処する。」（刑法第 231 条）と規定されている。侮辱罪は、外部的名誉（社会的名誉）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 4（2022）年 3 月 10 日である。また、通貨の換算レートは、1 ドル＝108 円、1 ユーロ＝128 円、1 ポンド＝147 円、1 ウォン＝0.096 円である（「出納官吏事務規程第 14 条及び第 16 条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」（令和 3 年 12 月 28 日財務省告示第 325 号）（令和 4 年 4 月 1 日適用））。

¹ 「「テラハ」巡り苦悩投稿 木村花さん急死」『毎日新聞』2020.5.25。

² 「ネット中傷対策 政府加速」『朝日新聞』2020.6.3。

³ 同上

⁴ 「SNS ひぼう中傷 投稿者の速やかな特定へ 新たな裁判手続き創設」2021.4.21. NHK News website <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210421/k10012987511000.html>> なお、新たな裁判手続の創設は、発信者の特定には 2 回の裁判手続を別々に経る必要があったところ、これを「1 つの裁判手続」により行うことを可能にするとともに、書面審理等を適切に活用することにより、裁判所の迅速な判断を可能とする仕組みを設けることである（高田裕介ほか「「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律」（令和 3 年改正）の解説」『NBL』1201 号、2021.9.1, p.4.）。

⁵ 「法制審議会第 191 回会議（令和 3 年 9 月 16 日開催）」法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500041.html>>; 「ネット中傷厳罰 議論へ」『朝日新聞』2021.9.15。

⁶ 「「侮辱罪に懲役刑」答申」『日本経済新聞』2021.10.22。

⁷ 拘留は、「一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘置する」（刑法第 16 条）ものである。

⁸ 科料は、「千円以上一万円未満とする」（刑法第 17 条）ものである。

を保護する点で名誉毀損罪（刑法第 230 条）と異ならないものの（通説・判例）、具体的な事実の摘示を要件としない点でこれと異なる⁹。

また、侮辱とは、他人の人格を蔑視する価値判断を表示することである¹⁰。具体例として、被害者に関する SNS の配信動画において、「ブタ」等と放言したもの、被害法人に関するインターネットサイトの口コミ掲示板に「詐欺不動産」等と掲載したものが挙げられる¹¹。

侮辱罪は、名誉毀損罪とともに、親告罪であるが（刑法第 232 条）、これは、訴追することによって、かえって被害者の名誉を侵害するおそれがあることを考慮したためである¹²。また、公訴時効は 1 年である¹³。

（2）法制審議会の答申の概要

法制審議会が答申した侮辱罪の厳罰化の内容とは、その法定刑を「拘留又は科料」から「1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に改めるものである¹⁴。この改正に伴い、公訴時効も 1 年から 3 年へと延びることとなる¹⁵。また、これまで原則としてできなかった現行犯逮捕も可能となるほか¹⁶、教唆・幫助（ほうじょ）罪も適用できるようになる¹⁷。

表 1 は、現行の侮辱罪及び法制審議会の答申、参考として名誉毀損罪の規定等をまとめたものである。

表 1 侮辱罪について現行の規定・法制審議会の答申内容、名誉毀損罪の比較

	侮辱罪（現行）	侮辱罪（法制審議会の答申）	（参考）名誉毀損罪
規定	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>拘留又は科料</u> に処する。	事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <u>1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</u> に処する。	公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、 <u>3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金</u> に処する。
公訴時効	1 年	3 年	3 年
現行犯逮捕	犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合のみ	可能	可能
教唆・幫助罪	適用できない。	適用可能	適用可能

（出典）「『侮辱罪に懲役刑』法制審 ネット中傷「泣き寝入り」阻止」『読売新聞』2021.10.20；刑法等の規定を基に筆者作成。

⁹ 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 第 12 巻 第 3 版』青林書院、2019、p.66；大谷實『刑法各論 第 5 版』成文堂、2018、p.125。

¹⁰ 大谷 同上

¹¹ 「侮辱罪の事例集」（法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会第 1 回会議 配布資料 3）2021.9.22。法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001356049.pdf>>

¹² 大谷 前掲注(9)、p.126。

¹³ 公訴時効の期間は、その犯罪の法定刑の重さにより定められており（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 250 条）、拘留又は科料に当たる罪については 1 年である（同条第 2 項第 7 号）。

¹⁴ 「要綱（骨子）」（法制審議会第 192 回会議 配布資料 3）2021.10.21。法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001358285.pdf>>

¹⁵ 前掲注(13) 改正によって、長期 5 年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪に該当することになるため、公訴時効は 3 年となる（刑事訴訟法第 250 条第 2 項第 6 号）。

¹⁶ 「『侮辱罪に懲役刑』法制審 ネット中傷「泣き寝入り」阻止」『読売新聞』2021.10.20。なお、現行法では、現行犯人は、何人でも逮捕状なくして逮捕することができるが（刑事訴訟法第 213 条）、法定刑が、30 万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の現行犯逮捕について、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限ると規定されている（同法第 217 条）。

¹⁷ 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者等は、特別な規定がなければ罰しないと定められている（刑法第 64 条）。

2 法制審議会の答申に対する意見

法制審議会が答申した、侮辱罪の法定刑の引上げについては、様々な意見が出されている。

被害の未然防止のため、罰則の強化が有効ではないか¹⁸という意見や、現行法は口頭での悪口を想定していた明治時代に制定されたため、今の時代に合わず、刑罰も軽いと考えていた被害者等からは肯定的な意見¹⁹が出されている²⁰。

これに対して、侮辱罪の保護法益は外部的名誉であるものの（通説・判例）、SNS の誹謗中傷は主に被害者自身の名誉感情が傷つけられることにあることから、侮辱罪の規定内容を変更せず、法定刑のみを重くして対処することには慎重になるべきとの意見がある²¹。

また、言論・表現の自由との関係から、慎重な議論の必要性を訴える意見もある²²。特に、名誉毀損罪との関係で、侮辱罪には、事実の証明規定（刑法第 230 条の 2）²³が明文上、適用されないことから、事実の証明があつて名誉毀損罪の処罰が否定される場合でも、侮辱罪が成立するという見解を採るのであれば、言論の自由の保障の観点から重大な問題が生じるとの意見がある²⁴。

II 諸外国における侮辱罪等の概要

次に、諸外国における侮辱罪等の概要について概観する。主要国のうち、侮辱罪が規定されている国は、ドイツ、フランス、韓国、日本である。その他の国のうち、アメリカ（連邦法では規定されていないが、州で規定しているところがある。）、カナダ、イタリアでは名誉毀損罪のみが規定されている。また、イギリスでは名誉毀損罪が規定されていたが、2009 年検死官及び司法法（Coroners and Justice Act 2009 (c.25).）等により廃止された。同罪の廃止については、2009 年以前から検討が行われており、1985 年法律委員会報告によれば、廃止の根拠として、刑

¹⁸ 「木村花さん中傷 9 割不問」『日本経済新聞』2021.5.24.

¹⁹ 「ネット中傷を厳罰化 木村花さん母「大きな一歩」」『東京新聞』2021.9.15.

²⁰ このほか、罰則強化に伴って公訴時効が 3 年に延びることで、これまでより摘発につながる可能性が高まることを指摘するものもあるが（「侮辱罪に懲役刑導入へ」『日本経済新聞』2021.8.31.）、懲役刑ではなく、罰金刑を導入することでも公訴時効は 3 年となる（刑事訴訟法第 250 条第 2 項第 6 号。前掲注(15)を参照）ことを指摘するものもある（深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律」『法学セミナー』803 号, 2021.12, p.14.）。

²¹ 西貝吉晃「サイバーいじめと侮辱罪」『法律時報』93 卷 10 号, 2021.9, pp.2-3. 同じような観点から、侮辱罪の法定刑の引上げを正当化するためには、被害者に誹謗中傷等がなされることによって被害者の自尊感情が傷つけられ、精神的負荷により PTSD 等を発症し、又は自殺に追い込まれる危険性を付加的な法益侵害として正面から認めるべきであるとの意見もある（深町 同上, p.19.）。

²² 「社説 侮辱罪厳罰化 広範な検討欠いたまま」『朝日新聞』2021.10.17; 「社説 侮辱罪の厳罰化 拙速な議論は禍根を残す」『毎日新聞』2021.11.7. 両社説とも、名誉を傷つける行為について、国連の自由権規約委員会が犯罪の対象から外すこと、刑罰を科すとしても身体を拘束することは適切ではないとする見解を出したことに触れている（委員会の見解は、“General comment no.34, Article 19: Freedoms of opinion and expression,” July 2011. United Nations Digital Library website <https://digitallibrary.un.org/record/715606/files/CCPR_C_GC_34-EN.pdf> の第 47 項 (p.12.) である。）。

²³ 刑法第 230 条の 2 第 1 項では、名誉毀損の行為について、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない」と規定されている。

²⁴ 嘉門優「侮辱罪の立法過程から見た罪質と役割」『法学セミナー』803 号, 2021.12, p.11. なお、事実の証明があつて名誉毀損罪の処罰が否定される場合に、侮辱罪も成立しないと解する見解であっても、明文化しなければ言論の自由の保障の観点から重大な懸念が生じると指摘している（同, p.11.）。

罰規定が存在することの萎縮効果が問題であることや民事的救済で十分であること等が挙げられている²⁵。

以下では、侮辱罪・名誉毀損罪が規定されている国と名誉毀損罪のみが規定されている国に分けて侮辱罪等の概要を取り上げる。なお、これらの概要についてまとめた表を末尾に掲載した（表4「G7 各国及び韓国における名誉に対する罪（侮辱罪・名誉毀損罪）の構成要件・法定刑」）。

1 侮辱罪・名誉毀損罪が規定されている国

(1) ドイツ

侮辱罪は、刑法典²⁶第 185 条に規定されており、判例・通説によれば、侮辱とは行為者が相手方を侮蔑又は軽蔑する態度を表明することである²⁷。法定刑は、1 年以下の自由刑又は罰金刑²⁸（公然と、集会において、表現内容の流布により、又は実力を用いて行われたときは、2 年以下の自由刑又は罰金刑）である²⁹。

また、日本の名誉毀損罪に相当する誹謗罪（刑法典第 186 条）の構成要件は、他人に関して、人に軽蔑されたり、世評において低く評価されたりするに適した事実を主張又は流布すること（さらにその事実が証明可能な真実でないこと）である³⁰。法定刑は、1 年以下の自由刑又は罰金刑（その行為が公然と、集会において又は表現内容の流布により行われたときは、2 年以下の自由刑又は罰金刑）である³¹。

(2) フランス

侮辱罪は、1881 年出版自由法³²第 29 条に規定されており、侮辱的な表現、すなわち事実に基づく非難を全く含まない軽蔑の言葉や罵りは、侮辱であるとされている³³。これが公然と行われた場合の法定刑は、12,000 ユーロ（約 154 万円）の罰金刑であり（同法第 33 条）、非公然³⁴

²⁵ 佐伯仁志「英米における名誉毀損罪をめぐる近時の動向」高橋則夫ほか編『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集 下巻』成文堂，2014，pp.108-109。なお、名誉毀損罪で有罪等を受けた者は、1984 年から 2006 年までの間に 20 名であった（“Abolition of criminal libel is welcome milestone,” 25 Jan 2010. HoldtheFrontPage website <<http://www.holdthefrontpage.co.uk/2010/news/abolition-of-criminal-libel-is-welcome-milestone/>>）。

また、法制審議会の委員から、名誉毀損罪が規定されていないイギリスでは、民事訴訟の件数が非常に多く、他国と比べて弁護士手数料が高額に至っている等、侮辱的行為に対する民事訴訟の提起が、その行為を抑止する効果を相応に果たしている旨の発言もなされている（「法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会第 2 回会議事録」2021.10.6，p.14。法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001357607.pdf>>）。

²⁶ Strafgesetzbuch (StGB). <<https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/>>

²⁷ 丸山雅夫「名誉侵害罪としての侮辱罪」『南山法学』41 巻 2 号，2018.2，p.62。

²⁸ 罰金の額は、日額（犯人の実所得に応じて決められる。最低 1 ユーロ（128 円）、最高 3 万ユーロ（384 万円）に、罰金日数（最低 5 日、最高 360 日）を乗じた金額である（フランツ・シュトレング（藪中悠ほか訳）「ドイツにおける刑事制裁—経験的視点を交えた概観—」『慶應法学』34 号，2016.3，pp.84-85.）。

²⁹ 「諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要」（法制審議会刑事法（侮辱罪の法定刑関係）部会第 2 回会議 配布資料 6）2021.10.6。法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001356965.pdf>>

³⁰ 丸山 前掲注(27)，p.55。

³¹ 「諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要」前掲注(29)

³² Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000006070722/>>

³³ 佐藤結美「名誉毀損罪の再構成（1）—プライバシー保護の観点から—」『北大法学論集』62 巻 5 号，2012.1，p.1287。

³⁴ 例えば、SMS（ショート・メッセージ・サービス）により、被害者だけに送信された場合等が該当するとされている（“Injure; Peines encourues,” 2020.10.1. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F32077>>）。

で行われた場合の法定刑は、38 ユーロ（約 5,000 円）以下の罰金刑（第一級違警罪）とされている（刑法典 R 第 621-2 条）³⁵。

また、名誉毀損罪も侮辱罪と同じ 1881 年出版自由法第 29 条に規定されており、ある事実が、人又は団体に帰せられ、その人又は団体の名誉若しくは名声を侵害する場合には、その事実を提示し、又はその事実を非難することは、全て名誉毀損であるとされている³⁶。法定刑は侮辱罪と同じであり、公然と行われた場合は 12,000 ユーロ（約 154 万円）の罰金刑（同法第 32 条）、非公然で行われた場合は 38 ユーロ（約 5,000 円）以下の罰金刑（第一級違警罪）とされている（刑法典 R 第 621-1 条）。

(3) 韓国

侮辱罪は、刑法³⁷第 311 条に規定されており、公然と人を侮辱³⁸した場合、1 年以下の懲役刑若しくは禁錮刑又は 200 万ウォン（約 19 万 2000 円）以下の罰金刑に処することとされている³⁹。

また、名誉毀損罪は、刑法第 307 条に規定されており、公然と事実を摘示し人の名誉を毀損した場合には、2 年以下の懲役刑若しくは禁錮刑又は 500 万ウォン（約 48 万円）以下の罰金刑に、公然と虚偽の事実を摘示し人の名誉を毀損した場合には、5 年以下の懲役刑、1000 万ウォン（約 96 万円）以下の罰金刑等に処することとされている⁴⁰。

これら刑法に規定されているものとは別に、情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律⁴¹（以下「情報通信網法」という。）では、情報通信網を通じた名誉毀損（人を誹謗する目的で、情報通信網を通じて公然と事実を表し、他人の名誉を毀損すること）について規定しており、法定刑は、3 年以下の懲役刑又は 3000 万ウォン（約 288 万円）以下の罰金刑（虚偽の事実を表して行った場合は、7 年以下の懲役刑、5000 万ウォン（約 480 万円）以下の罰金刑等）となっている（第 70 条）⁴²。

なお、情報通信網法や刑法に、情報通信網を通じた侮辱に対する刑罰（サイバー侮辱罪）を新設する法案が議員から提出されたこともあるが、表現の自由を萎縮させるといった反対論も根強く⁴³、成立に至っていない。

³⁵ Code penal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070719/>>; 「諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要」前掲注(29)

³⁶ 佐藤 前掲注(33), p.1287.

³⁷ 형법 <<https://www.law.go.kr/법령/형법>>

³⁸ 韓国大法院（最高裁判所）の判例で、刑法第 311 条の侮辱の意味について、「事実を摘示せず、人の社会的評価を低下させるだけの抽象的な判断や軽蔑的な感情を表現すること」であるとしている（모욕（대법원 2015. 9. 10.）<[https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/\(2015%EB%8F%842229\)>](https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229)>)>）。

³⁹ 金日秀・徐輔鶴（斉藤豊治・松宮孝明監訳）『韓国刑法総論』成文堂，2019，p.654.

⁴⁰ 同上，p.653.

⁴¹ 정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 <<https://www.law.go.kr/법령/정보통신망이용촉진및정보보호등에관한법률>>

⁴² 「諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要」前掲注(29)

⁴³ 白井京「韓国におけるインターネットへの法的規制—サイバー暴力と有害サイト規制—」『外国の立法』No.239, 2009.3, pp.104-105. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000119_po_023905.pdf?contentNo=1>

2 名誉毀損罪のみが規定されている国

(1) アメリカ

名誉毀損罪について、連邦法では規定されていない一方⁴⁴、15州等が規定を有している⁴⁵。例えば、ウィスコンシン州では、名誉を毀損する目的で、同意なしに第三者に名誉を毀損する内容を伝えることが名誉毀損罪として規定されている（州法典⁴⁶第 942.01 条）。この名誉を毀損する内容とは、他者を社会において憎悪、軽蔑、嘲笑、不名誉若しくは恥辱にさらし、又は他者の事業若しくは職業を傷つけるものをいう。法定刑は、10,000 ドル（約 108 万円）以下の罰金刑若しくは 9 か月以下の拘禁刑又はその両方（A クラスの軽罪⁴⁷）である（同条）。

(2) カナダ

刑法典⁴⁸第 298 条において名誉毀損罪が規定されており、名誉毀損とは、法的な正当性や弁明がなく、人を憎悪、軽蔑、嘲笑にさらし、評価を傷つける可能性が高い事柄又は人を侮辱する意図がある事柄を公表⁴⁹することである。法定刑は 2 年以下の拘禁刑等であり（同法典第 301 条）、虚偽と分かっていることに関する名誉毀損の場合、5 年以下の拘禁刑等である（同法典第 300 条）。

(3) イタリア

刑法典⁵⁰第 595 条において名誉毀損罪が規定されており、複数の者に伝達して（その場ではない）他人の評価を侵害した場合、1 年以下の懲役刑又は 1,032 ユーロ（約 13 万 2 千円）以下の罰金刑とされている⁵¹。なお、イタリアでは、2016 年に侮辱罪（同法典第 594 条）が廃止されたが⁵²、同規定は、その場にいる人の名誉又は礼節を侵害した場合について定めていた⁵³。

III 日本及び諸外国における侮辱等の被害状況

1 日本における被害状況

法務省法務局・地方法務局は、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、人権侵害事件として調査救済手続を開始する⁵⁴。表 2 は、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の新規の調査救済手続開始件数の推移（平成 28（2016）～令和 2（2020）年）である。

⁴⁴ Scott Griffen, “Defamation and Insult Laws in the OSCE Region: A Comparative Study,” 2017.3, p.251. Organization for Security and Co-operation in Europe website <<https://www.osce.org/files/f/documents/b/8/303181.pdf>>

⁴⁵ A. Jay Wagner and Anthony L. Fargo, “Criminal Libel in the Land of the First Amendment,” 2015.9, p.27. International Press Institute website <<https://ipi.media/wp-content/uploads/2017/02/IPI-CriminalLibel-UnitedStates.pdf>>

⁴⁶ Wisconsin Statutes.

⁴⁷ 州法典第 939.51 条では、軽罪（重い方から A クラスから C クラスまで）ごとの刑罰が規定されている。

⁴⁸ Criminal Code (R.S.C., 1985, c. C-46). <<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-46/page-41.html#h-121030>>

⁴⁹ 公表とは、公に示すことのほか、名誉を毀損される者以外の者が読むこと等を意図して、表示又は配信すること等である（刑法典第 299 条）。

⁵⁰ Codice Penale. <<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:regio.decreto:1930-10-19;1398>>

⁵¹ Gabrio Forti et al., *Codice penale e leggi collegate*, Padova: CEDAM, 2014, p.2533. また、特定の事実を摘示した場合は、2 年以下の懲役刑又は 2,065 ユーロ（約 26 万 4 千円）以下の罰金刑とされている。

⁵² Griffen, *op.cit.*(44), p.124.

⁵³ Forti et al., *op.cit.*(51), p.2522.

⁵⁴ 「人権侵害事件調査処理規程（平成 16 年法務省訓令第 2 号）」法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/000002021.pdf>> に基づいて行われる。

表2 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
インターネット上の人権侵犯事件の新規救済開始	1,909	2,217	1,910	1,985	1,693
うち、名誉毀損 ^(注)	501	746	667	517	430

(注) 名誉毀損とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる情報をインターネット上に流通させる場合（最高裁平成 9 年 5 月 27 日第 3 小法廷判決）をいう。

(出典) 「(別添 6) インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」(「令和 2 年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)―法務省の人権擁護機関の取組―」) 2021.3.19, p.2. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001344251.pdf>>; 「近年において法務省の人権擁護機関が取り扱った「人権侵犯事件」の状況」(法制審議会刑事法(侮辱罪の法定刑関係)部会第 2 回会議 配布資料 7) 2021.10.6. 同 <<https://www.moj.go.jp/content/001356966.pdf>> を基に筆者作成。

また、令和 2 (2020) 年中に法務局等で処理されたインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の件数は 1,917 件であり、平成 29 (2017) 年に次いで過去 2 番目に多くなっている。内訳を見ると、法務局等が、被害者に対してインターネット上の人権侵害情報の削除を依頼する方法を教示する等の「援助」が半数近くを占めたほか、法務局等が、プロバイダ等に対して人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数 (578 件) が過去最高となった⁵⁵。

表 3 は、侮辱罪等の科刑人数⁵⁶の推移 (平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年) である。

表3 侮辱罪等の科刑(人数)状況

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
侮辱罪	23	16	24	27	30
うち、拘留	0	0	0	0	0
うち、科料 ^(注1)	23 (22)	16 (14)	24 (24)	27 (26)	30 (30)
(参考) 名誉毀損罪 ^(注2)	142	152	140	177	179
うち、懲役	20	22	12	24	9
うち、罰金	122	130	128	153	170

(注 1) 括弧内の数字は、科料の金額が 9,000 円以上的人数である。

(注 2) 当該期間において、禁錮刑に処せられた者は 0 人である。

(出典) 「統計資料」(法制審議会刑事法(侮辱罪の法定刑関係)部会第 1 回会議 配布資料 2) 2021.9.22. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001356048.pdf>> を基に筆者作成。

2 諸外国における被害状況

侮辱罪が規定されている国のうち、ドイツ・韓国の被害状況を取り上げる⁵⁷。

ドイツでは、2020 年の侮辱罪 (刑法典第 185 条) に関して出された有罪判決は 24,926 件であり、このうち罰金刑が、23,958 件となっている⁵⁸。

⁵⁵ 「(別添 6) インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」(「令和 2 年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)―法務省の人権擁護機関の取組―」) 2021.3.19, p.2. 同上 <<https://www.moj.go.jp/content/001344258.pdf>>

⁵⁶ 科刑人数は、通常第 1 審終局事件のうち、判決又は略式命令があったものを対象とし、判決日又は略式命令日を基準に計上したものである。なお、侮辱罪及び名誉毀損罪の法定刑は、表 1 のとおりである。

⁵⁷ フランスについて、個人に対する名誉毀損、侮辱の有罪判決等の件数 (2010~2014 年) が記載されたものとして、以下のサイトがある。“ANNEXE 3 Tableau des Infractions Sanctionnées et Condamnations Prononcées au Titre de Certaines Infractions de Presse,” *L'équilibre de la loi du 29 juillet 1881 à l'épreuve d'Internet*. Sénat website <https://www.senat.fr/rap/r15-767/r15-767_mono.html#toc231>

⁵⁸ Statistisches Bundesamt, “Rechtspflege (Strafverfolgung) 2020,” 2021.12.21, p.104. <<https://www.destatis.de/DE/Theme>

韓国では、サイバー名誉毀損・侮辱⁵⁹に関する警察の検挙件数は増加傾向にあり、2020年の件数は、12,638件（2019年は、11,632件）となっている⁶⁰。

おわりに

近年、SNSの利用等、インターネットの利用が急速に拡大しており、ネット上の誹謗中傷等、これまでになかった様々な問題が生じている。侮辱罪は、明治時代に規定されたものであるが、制定時には想定されなかったこのネット上の誹謗中傷という問題に対して、政府は法定刑の引上げを検討している⁶¹。これについて、誹謗中傷を受けた被害者等から歓迎の声がある一方、表現の自由等の観点から慎重な意見もある。

ネット上の誹謗中傷への対策に関する議論を契機として、我が国全体で、SNS等のインターネットとの向き合い方に関する意識が高まり、誹謗中傷等のネット社会の問題が減少することを期待したい。

n/Staat/Justiz-Rechtspflege/Publikationen/Downloads-Strafverfolgung-Strafvollzug/strafverfolgung-2100300207004.pdf?__blob=publicationFile> なお、2019年の有罪判決は24,331件（うち、罰金刑は23,201件）であった（*idem*, “Rechtspflege (Strafverfolgung) 2019,” 2020.10.29, p.98. <https://www.destatis.de/DE/Themen/Staat/Justiz-Rechtspflege/Publikationen/Downloads-Strafverfolgung-Strafvollzug/strafverfolgung-2100300197004.pdf;jsessionid=5D17137789D191163495857B8575A428.live712?__blob=publicationFile>）。また、2015年の有罪判決は21,419件（うち、罰金刑は20,476件）であり、2020年まで増加傾向にあると言える（*idem*, “Rechtspflege (Strafverfolgung) 2015,” 2017.2.9, p.100. <https://www.statistischebibliothek.de/mir/servlets/MCRFileNodeServlet/DEHeft_derivate_00030947/2100300157004.pdf>）。

⁵⁹ サイバー名誉毀損・侮辱について説明した韓国政府のウェブサイトとして、「인터넷 명예훼손이란」법제처ウェブサイト <<https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=293&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1>> がある。

⁶⁰ 「경찰통계자료」경찰청ウェブサイト <<https://www.police.go.kr/www/open/public/public0204.jsp>> なお、警察の検挙後、起訴意見で検察に送られた人数についても、2014年の4,475人（2014年検挙人数8,899人中50.3%）から、2018年の5,941人（2018年検挙人数15,479人中38.4%）に増加している（「[국감자료] 사이버 명예훼손·모욕 범죄 급증」2019.10.23. Legal Times website <<https://www.legaltimes.co.kr/news/articleView.html?idxno=49451>>）。

⁶¹ 令和4（2022）年3月8日、侮辱罪の法定刑の引上げ等に関する「刑法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出（第208回国会閣法第57号）された（「侮辱罪厳罰化改正法案を閣議決定」『毎日新聞』2022.3.9; 「第208回国会での内閣提出法律案（令和4年3月8日現在）」内閣法制局ウェブサイト <https://www.clb.go.jp/recent-laws/diet_bill/id=4000>）。

表4 G7 各国及び韓国における名誉に対する罪（侮辱罪・名誉毀損罪）の構成要件・法定刑

	侮辱罪・名誉毀損罪が規定されている国				名誉毀損罪のみが規定されている国		
	ドイツ	フランス	韓国	日本	アメリカ (ウィスコンシン州)	カナダ	イタリア
構成要件	侮辱罪 [刑法典第 185 条] 侮辱すること ※ 侮辱とは、行為者が相手方を侮辱又は軽蔑する態度を表明すること（判例・通説）	[1881 年出版自由法第 29 条] 侮辱的な表現（事実に基づく非難を全く含まない軽蔑の言葉や罵り）を行うこと	[刑法第 311 条] 公然と侮辱すること ※ 侮辱とは、事実を摘示せず、人の社会的評価を低下させるだけの抽象的な判断や軽蔑的な感情を表現すること（判例）	[刑法第 231 条] （事実を摘示しなくても）公然と人を侮辱すること ※ 侮辱とは、他人の人格を蔑視する価値判断を表示すること	—		
	名誉毀損罪 [刑法典第 186 条] 他人に関して、人に軽蔑されたり、世評において低く評価されたりするに適した事実を主張又は流布すること（さらにその事実が証明可能な真実でないこと）	[1881 年出版自由法第 29 条] ある事実が、人又は団体に帰せられ、その人又は団体の名誉若しくは名声を侵害する場合に、その事実を提示し、又はその事実を非難すること	[刑法第 307 条] 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損すること	[刑法第 230 条] 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損すること	[州法典第 942.01 条] 名誉毀損の目的で、同意なしに第三者に名誉を毀損する内容を伝えること ※ 名誉を毀損する内容とは、他者を社会において憎悪、軽蔑、嘲笑、不名誉若しくは恥辱にさらし、又は他者の事業若しくは職業を傷つけるもの	[刑法典第 298 条] 法的な正当性や弁明がなく、人を憎悪、軽蔑、嘲笑にさらし、評価を傷つける可能性が高い事柄又は人を侮辱する意図がある事柄を公表すること	[刑法典第 595 条] 複数の者に伝達して、（その場にいない）他人の評価を侵害すること

	侮辱罪・名誉毀損罪が規定されている国				名誉毀損罪のみが規定されている国		
	ドイツ	フランス	韓国	日本	アメリカ (ウィスコンシン州)	カナダ	イタリア
法定刑	侮辱罪 [刑法典第 185 条] 1 年以下の自由刑又は罰金刑 ※ 公然と、集会において、表現内容の流布により、又は実力を用いて行われたときは、2 年以下の自由刑又は罰金刑	・公然と行われた場合 [1881 年出版自由法第 33 条] 12,000 ユーロ（約 154 万円）の罰金刑 ・非公然で行われた場合 [刑法典R 第621-2 条] 38 ユーロ（約 5,000 円）以下の罰金刑	[刑法第 311 条] 1 年以下の懲役刑若しくは禁錮刑又は 200 万ウォン（約 19 万 2000 円）以下の罰金刑	[刑法第 231 条] 拘留又は科料 ※（法制審議会の答申）1 年以下の懲役刑若しくは禁錮刑若しくは 30 万円以下の罰金刑又は拘留若しくは科料	—		
	名誉毀損罪 [刑法典第 186 条] 1 年以下の自由刑又は罰金刑 ※ 公然と、集会において又は表現内容の流布により行われたときは、2 年以下の自由刑又は罰金刑	・公然と行われた場合 [1881 年出版自由法第 32 条] 12,000 ユーロ（約 154 万円）の罰金刑 ・非公然で行われた場合 [刑法典R 第621-1 条] 38 ユーロ（約 5,000 円）以下の罰金刑	[刑法第 307 条] 2 年以下の懲役刑若しくは禁錮刑又は 500 万ウォン（約 48 万円）以下の罰金刑（虚偽の事実を摘示した場合は、5 年以下の懲役刑、1000 万ウォン（約 96 万円）以下の罰金刑等）	[刑法第 230 条] 3 年以下の懲役刑若しくは禁錮刑又は 50 万円以下の罰金刑	[州法典第 942.01 条] 10,000 ドル（約 108 万円）以下の罰金刑若しくは 9 か月以下の拘禁刑又はその両方	[刑法典第 301 条] 2 年以下の拘禁刑等 ※ 虚偽と分かっていることに関する名誉毀損の場合、5 年以下の拘禁刑等（刑法典第 300 条）	[刑法典第 595 条] 1 年以下の懲役刑又は 1,032 ユーロ（約 13 万 2 千円）以下の罰金刑 ※ 特定の事実を摘示した場合は、2 年以下の懲役刑又は 2,065 ユーロ（約 26 万 4 千円）以下の罰金刑

(参考) イギリスでは、侮辱罪、名誉毀損罪のいずれも規定されていない。

(注) 通貨の換算レートは、1 ドル＝108 円、1 ユーロ＝128 円、1 ポンド＝147 円、1 ウォン＝0.096 円である（「出納官吏事務規程第 14 条及び第 16 条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」（令和 3 年 12 月 28 日財務省告示第 325 号）（令和 4 年 4 月 1 日適用））。

(出典) 各国の法律の規定等を基に筆者作成。